

入札参加者様

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団理事長

質問回答書

- 1 案件名 「愛知県体育館始め5施設に係る電力の供給」
2 担当部署 企画推進課企画調整グループ
3 連絡先 電話番号 052-241-9101
4 内容

	質問事項	回答
1	当該案件の施設の中に予備電源もしくは予備線に該当する施設はございますか? また、自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	ございません。
2	※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 ・あるいは現行（公告時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	恐れ入りますが、対応いたしかねます。
3	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	恐れ入りますが、対応いたしかねます。
4	料金算定時及び内訳書作成時における端数処理 (月々の基本料金・従量料金あるいは月次の電力量料金)につきましてご指定ございますか。	月々の料金については、端数処理を行わず、総価は様式4 入札内訳書の備考4に基づいて計算してください。
5	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客様にはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。	了承します。

6	全施設、計量日は毎月 1 日でしょうか。	お見込みのとおりです。
7	銀行振込により振込手数料が発生した場合、 民法第 484 条、第 485 条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承願います。	了承します。
8	今回のご契約における月々のお支払いは、お振込で しょうか口座振替でのご対応でしょうか。	口座振替を予定しています。
9	契約期間中に建替や増築、トランク増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	令和 8 年 1 月 19 日付け 7 教ス第 218-1 号の質問回答書 3 のとおりです。
10	SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者を教 えていただけますでしょうか。	5 施設とも、株式会社エネット 様です。
11	【愛知県武道館】の現在の契約電力をご教示いただ けないでしょうか。	愛知県武道館は 500 kW です。
12	落札後、契約内容に関する協議にはご対応いただけ ますでしょうか。	恐れ入りますが、対応いたしかねます。
13	第 1 条（権利義務の譲渡等） 下記文言の変更をお願いできますでしょうか。 第 1 条の 3 に規定する金融機関 → 第 1 条の 4 に規定する金融機関	恐れ入りますが、変更いたしかねます。
14	第 8 条（計量及び検査）第 9 条（電気料金及び代金の 支払等） 記載では「検査完了後、請求」となっておりますが、 実際の業務では 1 日の午前 0 時に自動計量され、毎 月第 4 営業日を目途（もしくは 16 日 + 3 営業日後を目 途）に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳 が記載されております。 文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応 は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。
15	第 19 条（協議） 定めのない事項に付き協議を行う際に 『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできま すか。	誠に恐縮ですが、ご要望にはお応えいたし かねます。
16	第〇条（違約金・・・） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金につい	誠に恐縮ですが、ご要望にはお応えいたし かねます。

	<p>ての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価表に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、単価表に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならぬ。』</p>	
17	中部電力ミライズの負担軽減策は国の施策ではございませんので弊社は対応いたしかねますがご了承いただけますか。	了承します。
18	4月以降、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。	契約書(案)第7条によるものとします。